

四半期報告書

(第12期第2四半期) 自 平成 24 年 7 月 1 日
至 平成 24 年 9 月 30 日



(E03610)

第12期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【役員の状況】	45
第4 【経理の状況】	46
1 【中間連結財務諸表】	47
2 【その他】	86
3 【中間財務諸表】	87
4 【その他】	96
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	97

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月28日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 芳賀修

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社
(大阪府中央区備後町二丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2010年度 中間連結 会計期間 (自2010年 4月1日 至2010年 9月30日)	2011年度 中間連結 会計期間 (自2011年 4月1日 至2011年 9月30日)	2012年度 中間連結 会計期間 (自2012年 4月1日 至2012年 9月30日)	2010年度 (自2010年 4月1日 至2011年 3月31日)	2011年度 (自2011年 4月1日 至2012年 3月31日)
連結経常収益	百万円	460,402	453,238	417,509	859,898	850,350
うち連結信託報酬	百万円	13,252	12,253	10,620	25,937	23,497
連結経常利益	百万円	114,793	156,695	135,082	210,290	274,872
連結中間純利益	百万円	81,778	128,235	175,688	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	160,079	253,662
連結中間包括利益	百万円	62,878	106,507	160,015	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	132,513	300,884
連結純資産額	百万円	1,858,586	1,647,110	1,949,031	1,592,553	1,843,329
連結総資産額	百万円	40,503,644	42,712,632	42,503,917	42,706,848	43,199,830
1株当たり純資産額	円	74.67	285.29	409.67	251.67	354.35
1株当たり中間純利益金額	円	58.00	52.32	71.92	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	73.14	96.56
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	26.26	36.51	48.09	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	39.62	68.36
自己資本比率	%	4.31	3.62	4.34	3.47	4.01
連結自己資本比率 (第二基準)	%	12.80	12.47	14.15	11.21	13.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	527,767	△96,041	△569,010	3,465,449	1,155,398
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△235,833	△128,799	518,997	△1,159,614	△1,306,760
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△571,829	△86,571	△110,028	△909,124	59,461
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,005,408	2,370,572	2,430,053	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	2,682,038	2,590,131
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	17,286 [13,697]	17,136 [13,288]	17,218 [12,721]	16,941 [13,601]	16,881 [13,036]
信託財産額	百万円	26,563,803	25,056,702	23,552,211	26,093,642	23,973,650

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 2010年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2010年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- また、2011年度中間連結会計期間から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、2010年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び2010年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
- 4 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく2006年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
- 6 2010年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結子会社の信託財産額を記載しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月		2010年9月	2011年9月	2012年9月	2011年3月	2012年3月
営業収益	百万円	16,775	80,070	121,937	31,380	158,322
経常利益	百万円	14,343	76,222	118,768	23,381	151,117
中間純利益	百万円	15,422	76,222	118,780	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	26,223	151,165
資本金	百万円	327,201	340,472	340,472	340,472	340,472
発行済株式総数	千株	普通株式 1,214,957 優先株式 661,300	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520	普通株式 2,514,957 優先株式 254,520
純資産額	百万円	1,242,604	948,481	1,092,782	919,155	1,023,423
総資産額	百万円	1,333,984	1,309,483	1,397,803	1,260,278	1,350,339
1株当たり純資産額	円	△364.06	40.99	100.22	21.89	64.64
1株当たり中間純利益金額	円	0.33	31.10	48.62	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△25.17	54.74
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	0.15	21.70	32.51	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	39.54
1株当たり配当額	円	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第1種第一回 優先株式 — 第2種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第6種 優先株式 —	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第6種 優先株式 —	普通株式 — 丙種第一回 優先株式 — 己種第一回 優先株式 — 第3種第一回 優先株式 — 第4種 優先株式 — 第5種 優先株式 — 第6種 優先株式 —	普通株式 12.00 丙種第一回 優先株式 68.00 己種第一回 優先株式 185.00 第3種第一回 優先株式 23.56 第4種 優先株式 992.50 第5種 優先株式 918.75 第6種 優先株式 1,237.50	普通株式 12.00 丙種第一回 優先株式 68.00 己種第一回 優先株式 185.00 第3種第一回 優先株式 21.38 第4種 優先株式 992.50 第5種 優先株式 918.75 第6種 優先株式 1,237.50
自己資本比率	%	93.14	72.43	78.17	72.93	75.79
従業員数	人	527	530	535	536	533

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- また、第11期中(2011年9月)から「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、第10期中(2010年9月)の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第10期(2011年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。なお、第10期(2011年3月)は、1株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当四半期連結累計期間の世界経済は、各国で金融緩和の動きが相次ぎましたが、改善の動きは世界的な広がりには欠けました。FRBがQE3（量的緩和第3弾）を実施、日銀が資産買入等基金の80兆円への拡大を決定、ECBは7月に利下げに踏み切ったほか、中国、ブラジル、豪州など、新興国や資源国へも利下げの動きが広がりました。米国では、夏頃より雇用や消費、住宅関連の指標が改善をみせましたが、中国では、7-9月期成長率が7四半期連続の減速に終わりました。

日本経済は、エコカー補助金や東日本大震災の復興予算を支えに4-6月期までプラス成長を維持していたものの、夏頃よりアジア向け輸出を中心に減速が目立ち始めました。

金融市場では、スペインが金融機関救済資金の支援要請に追い込まれ、大手格付機関による格下げも相次いだことから、スペインやイタリアの国債利回りが上昇（価格が下落）しました。しかし、9月にECBが新たな国債購入プログラムを導入したことを機に、上昇が一服しました。一方、外国為替市場は円高傾向で推移し、日経平均は上値が重い展開でした。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、りそな改革の断行を通じた経営の健全化を実現するとともに、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦することで銀行から金融サービス業への進化を目指してまいりました。

一方、グローバリゼーションの加速、少子高齢化の進展、資金循環構造の変化、デフレの継続等を背景に、国内金融を取り巻く事業環境の不確実性が高まるなか、こうした環境変化への対応をさらに強化すべく、2012年11月に、“2016年3月末までを新たな計画期間とする経営の健全化のための計画”を公表いたしました。

当グループは、これまでのりそな改革の基本方針を堅持しつつ、事業環境変化への適切な対応を強化することで、お客さま・地域の皆さまに最も信頼される「真のリテールバンク」を実現し、国内リテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立してまいります。

具体的には、A：「オールりそな」の発揮、C：「クロスセールス」の徹底、L：「ローコストオペレーション」の推進という経営改革のACLを継続し、2つの基本戦略（「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」）と、4つの重点施策（「“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り」「お客さま接点の戦略的強化」「ローコストオペレーションのさらなる加速」「持続的成長を支える強固な財務基盤の継続」）の展開により、「お客さまとの価値の共創」と「サービスの質的向上」を通じた「グループ企業価値の最大化」を目指してまいります。

－経営改革のACL－

A：「オールりそな」の発揮

お客さまにとって真に役立つ“価値”を提供するために、当グループの持つあらゆるソリューション機能・商品・サービス・人材等を有機的に結合させ、グループの総合力を発揮してまいります。

C：「クロスセールス」の徹底

お客さまの顕在・潜在ニーズを起点として、中長期的なリレーション・信頼関係のもとでお客さまの事業活動や生活シーンに寄り添い、りそなが持つソリューション機能・商品・サービスの提供等を通じて、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

L：「ローコストオペレーション」の推進

お客さまの目線やお客さまの利便性・安全性の向上を重視しつつ、より効率的かつ効果的なオペレーションのあり方を絶えず志向し続けることで、さらなる競争力の向上を目指してまいります。

（業績の概況）

当四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は42兆5,039億円と前連結会計年度末比6,959億円の減少となりました。

資産では、貸出金が前連結会計年度末比1,307億円増加して25兆9,134億円となりましたが、有価証券は前連結会計年度末比7,933億円減少して10兆5,425億円になりました。負債では預金が前連結会計年度末比6,475億円減少して33兆8,760億円になりました。純資産の部につきましては、中間純利益の計上などにより前連結会計年度末比1,057億円増加して1兆9,490億円となりました。なお、優先株式にかかる株式を控除して計算した1株当たり純資産額は、409円67銭となっております。

連結粗利益は、前第2四半期連結累計期間に計上した信託受益権配当の剥落などにより、前年同期比201億円減少して3,177億円となりました。また、株式等関係損益は前年同期比179億円減少し176億円の損失となりましたが、与信費用総額は前年同期比121億円改善して53億円の戻入益となったことから、税金等調整前中間純利益は前年同期比203億円減少して1,347億円となりました。一方、税金費用等は税効果会計に係る会社例示区分の見直し等により前年同期比678億円減少し、この結果、連結中間純利益は前年同期比474億円増加して1,756億円となりました。また、1株当たり中間純利益は、71円92銭となりました。

当社（単体）の経営成績につきましては、営業収益は傘下銀行からの受取配当金の増加などにより前年同期比418億円増加して1,219億円、経常利益は前年同期比425億円増加して1,187億円、中間純利益は前年同期比425億円増加して1,187億円となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前年同期比50億円減少し1,285億円、与信費用控除後業務純益は、前年同期比4億円減少し400億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前年同期比82億円減少し1,425億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比37億円増加し755億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前年同期比39億円増加し370億円に、与信費用控除後業務純益は、前年同期比44億円増加し330億円となりました。

(2012年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、2012年9月30日(中間決算日)を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、4,148億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額(2012年9月30日現在)は、4,603億円であります。(臨時計算書類は作成しておりません。)

① 国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内は2,203億円、海外は47億円となり、合計（相殺消去後、以下同じ）では、2,230億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ106億円、90億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では613億円、135億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	231,705	4,813	2,093	234,425
	当第2四半期連結累計期間	220,382	4,749	2,041	223,089
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	261,674	5,926	3,776	263,824
	当第2四半期連結累計期間	246,485	5,695	3,498	248,683
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	29,968	1,112	1,683	29,398
	当第2四半期連結累計期間	26,103	946	1,456	25,593
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	12,253	—	—	12,253
	当第2四半期連結累計期間	10,620	—	—	10,620
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	61,861	73	—	61,934
	当第2四半期連結累計期間	61,364	32	—	61,396
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	86,070	159	10	86,220
	当第2四半期連結累計期間	85,060	128	15	85,173
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	24,209	86	10	24,285
	当第2四半期連結累計期間	23,695	96	15	23,776
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	16,233	—	—	16,233
	当第2四半期連結累計期間	9,088	—	—	9,088
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	16,572	—	—	16,572
	当第2四半期連結累計期間	10,472	—	—	10,472
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
	当第2四半期連結累計期間	1,384	—	—	1,384
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	12,680	325	—	13,006
	当第2四半期連結累計期間	13,118	432	—	13,550
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	32,057	113	—	32,170
	当第2四半期連結累計期間	22,144	115	—	22,260
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	19,376	△212	—	19,164
	当第2四半期連結累計期間	9,026	△316	—	8,709

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益合計は851億円、役務取引等費用合計は237億円となり、役務取引等収支合計では613億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	86,070	159	10	86,220
	当第2四半期連結累計期間	85,060	128	15	85,173
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	15,345	27	—	15,372
	当第2四半期連結累計期間	16,323	21	—	16,344
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	17,595	129	—	17,724
	当第2四半期連結累計期間	17,414	102	—	17,516
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	7,681	—	—	7,681
	当第2四半期連結累計期間	7,349	—	—	7,349
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	16,542	—	—	16,542
	当第2四半期連結累計期間	14,031	—	—	14,031
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	4,653	—	—	4,653
	当第2四半期連結累計期間	5,881	—	—	5,881
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	1,712	0	—	1,713
	当第2四半期連結累計期間	1,666	0	—	1,667
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	6,168	—	—	6,168
	当第2四半期連結累計期間	6,124	—	—	6,124
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	24,209	86	10	24,285
	当第2四半期連結累計期間	23,695	96	15	23,776
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	4,181	—	—	4,181
	当第2四半期連結累計期間	4,215	—	—	4,215

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結累計期間の特定取引収益は104億円、特定取引費用は13億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	16,572	—	—	16,572
	当第2四半期連結累計期間	10,472	—	—	10,472
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	422	—	—	422
	当第2四半期連結累計期間	824	—	—	824
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	15,914	—	—	15,914
	当第2四半期連結累計期間	9,360	—	—	9,360
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	236	—	—	236
	当第2四半期連結累計期間	287	—	—	287
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
	当第2四半期連結累計期間	1,384	—	—	1,384
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	339	—	—	339
	当第2四半期連結累計期間	1,384	—	—	1,384
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	33,506,948	42,461	—	33,549,410
	当第2四半期連結会計期間	33,830,585	45,512	—	33,876,098
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	19,904,190	21,993	—	19,926,183
	当第2四半期連結会計期間	20,778,527	25,221	—	20,803,748
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	12,783,693	20,468	—	12,804,161
	当第2四半期連結会計期間	12,381,921	20,291	—	12,402,212
うちその他	前第2四半期連結会計期間	819,064	—	—	819,064
	当第2四半期連結会計期間	670,136	—	—	670,136
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	1,928,440	—	—	1,928,440
	当第2四半期連結会計期間	1,571,550	—	—	1,571,550
総合計	前第2四半期連結会計期間	35,435,388	42,461	—	35,477,850
	当第2四半期連結会計期間	35,402,135	45,512	—	35,447,648

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,478,710	100.00	25,848,942	100.00
製造業	2,683,911	10.53	2,639,288	10.21
農業, 林業	12,375	0.05	12,393	0.05
漁業	1,560	0.01	1,286	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,221	0.06	14,722	0.06
建設業	703,674	2.76	675,737	2.61
電気・ガス・熱供給・水道業	81,196	0.32	103,093	0.40
情報通信業	289,207	1.13	271,232	1.05
運輸業, 郵便業	543,475	2.13	515,515	1.99
卸売業, 小売業	2,558,806	10.04	2,540,108	9.83
金融業, 保険業	666,379	2.62	662,062	2.56
不動産業	2,326,897	9.13	2,508,475	9.70
物品賃貸業	292,260	1.15	301,195	1.17
各種サービス業	1,584,452	6.22	1,551,357	6.00
国, 地方公共団体	789,322	3.10	801,768	3.10
その他	12,930,969	50.75	13,250,704	51.26
海外及び特別国際金融取引勘定分	62,714	100.00	64,552	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	62,714	100.00	64,552	100.00
合計	25,541,424	—	25,913,494	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	12,043,390	47.26	12,347,554	47.76

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)
資産

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	79,200	0.32	57,392	0.24
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	23,696,655	94.57	22,258,822	94.51
受託有価証券	2,764	0.01	5,401	0.02
金銭債権	316,287	1.26	343,195	1.46
有形固定資産	589,201	2.35	513,449	2.18
無形固定資産	3,347	0.01	2,138	0.01
その他債権	6,161	0.03	6,442	0.03
銀行勘定貸	342,796	1.37	348,064	1.48
現金預け金	20,288	0.08	17,303	0.07
合計	25,056,702	100.00	23,552,211	100.00

負債

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	7,226,366	28.84	7,142,704	30.33
年金信託	3,589,942	14.33	3,513,307	14.92
財産形成給付信託	1,031	0.00	1,079	0.01
投資信託	12,617,204	50.35	11,358,799	48.23
金銭信託以外の金銭の信託	284,344	1.13	309,805	1.31
有価証券の信託	137,054	0.55	97,292	0.41
金銭債権の信託	339,762	1.36	356,580	1.51
土地及びその定着物の信託	120,089	0.48	118,122	0.50
土地及びその定着物の賃借権の信託	2,842	0.01	2,841	0.01
包括信託	738,064	2.95	651,678	2.77
合計	25,056,702	100.00	23,552,211	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前第2四半期連結会計期間 1,212,410百万円

当第2四半期連結会計期間 764,250百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	156	0.20	141	0.24
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	7	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	47	0.06	41	0.07
卸売業, 小売業	136	0.17	109	0.19
金融業, 保険業	19,454	24.56	6,001	10.46
不動産業	1,864	2.36	1,415	2.47
物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	18	0.02	15	0.03
国, 地方公共団体	—	—	—	—
その他	57,522	72.63	49,660	86.53
合計	79,200	100.00	57,392	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	49,417	62.39	43,367	75.56

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

金銭信託

科目	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	79,200	19.78	57,392	14.58
有価証券	—	—	—	—
その他	321,199	80.22	336,232	85.42
資産計	400,399	100.00	393,624	100.00
元本	400,034	99.91	393,400	99.94
債権償却準備金	241	0.06	172	0.05
その他	123	0.03	51	0.01
負債計	400,399	100.00	393,624	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前第2四半期連結会計期間 貸出金79,200百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は14,974百万円、貸出条件緩和債権額は3,542百万円であります。なお、3ヶ月以上延滞債権額は該当ありません。

また、これらの債権額の合計額は18,530百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 貸出金57,392百万円のうち、破綻先債権額は4百万円、延滞債権額は1,775百万円、3ヶ月以上延滞債権額は10百万円、貸出条件緩和債権額は2,056百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は3,847百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2011年9月30日	2012年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2	2
危険債権	147	15
要管理債権	35	20
正常債権	606	535

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		2011年9月30日	2012年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	340,472	340,472
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	237,082	237,082
	利益剰余金	959,875	1,216,020
	自己株式(△)	86,848	89,866
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△4,223	△4,906
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	99,902	100,405
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	88,124	89,228
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	9,606	8,693
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,536,654	1,790,514
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
計 (A)	1,536,654	1,790,514	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	88,124	89,228
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	30,311	29,227
	一般貸倒引当金	11,874	9,654
	適格引当金が期待損失額を上回る額	47,533	46,523
	負債性資本調達手段等	593,510	582,744
	うち永久劣後債務 (注4)	225,210	111,343
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	368,300	471,401
計	683,230	668,149	
うち自己資本への算入額 (B)	683,230	668,149	
控除項目	控除項目 (注6) (C)	11,050	5,400
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	2,208,834	2,453,263
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,227,524	15,070,275
	オフ・バランス取引等項目	1,337,948	1,157,033
	信用リスク・アセットの額 (E)	16,565,473	16,227,309
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	1,140,957	1,099,476
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	91,276	87,958
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
計((E)+(F)+(H)+(I)) (J)	17,706,430	17,326,786	
連結自己資本比率(第二基準)=(D)/(J)×100(%)	12.47	14.15	
(参考)Tier 1比率=(A)/(J)×100(%)	8.67	10.33	

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 2012年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は236,963百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は358,102百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	2015年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	2005年7月25日
配当率	2015年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、2016年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注)2への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)3不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(財政状態及び経営成績の分析)

当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績の状況は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご注意ください。

(概要)

- ・当中間連結会計期間は、前中間連結会計期間に計上した信託受益権配当の剥落、預貸金利回り差の縮小を主因とした資金利益の減少等の要因により、連結粗利益は前中間連結会計期間比201億円減少し3,177億円となりました。
- ・また、与信費用が前中間連結会計期間比121億円改善し戻入益となりましたが、保有株式の減損処理に伴う損失計上等の要因により、税金等調整前中間純利益は前中間連結会計期間比203億円減少の1,347億円となりました。一方、税金費用等が減少（前中間連結会計期間比678億円の減少）したため、中間純利益は前中間連結会計期間比474億円増加の1,756億円となりました。
- ・不良債権残高は、前事業年度末比10億円減少し6,208億円となり、不良債権比率も0.01ポイント減の2.30%（いずれも傘下銀行単体合算、銀行勘定・信託勘定の合計）となるなど、引き続き低水準で推移しました。
- ・また、当中間連結会計期間末時点の連結自己資本比率（第二基準）は14.15%となりました。

経営成績の概要 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	3,378	3,177	△201
うち資金利益	2,344	2,230	△113
うち信託報酬	122	106	△16
うち役務取引等利益	619	613	△5
一般貸倒引当金繰入額	246	—	△246
営業経費	△1,814	△1,758	56
臨時損益	△243	△68	175
うち株式等関係損益	2	△176	△179
うち不良債権処理額	△547	△172	374
うち与信費用戻入額	232	226	△6
経常利益	1,566	1,350	△216
特別利益	2	6	4
特別損失	△17	△9	7
税金等調整前中間純利益	1,551	1,347	△203
法人税、住民税及び事業税	△49	△243	△194
法人税等調整額	△199	665	865
少数株主利益	△20	△12	7
中間純利益	1,282	1,756	474
与信費用総額	△67	53	121

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、預資金利回り差の縮小を主因に前中間連結会計期間比113億円減少し、2,230億円となりました。
- ・信託報酬は、前中間連結会計期間比16億円減少し、106億円となりました。
- ・役務取引等利益は、前中間連結会計期間比5億円減少し、613億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比201億円減少し、3,177億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、前中間連結会計期間比56億円減少しました。
- ・なお、臨時処理分を除いた2012年9月期の傘下銀行単体合算の経費については、物件費を中心に経費を抑制したこと等により、前中間会計期間比36億円減少しております。

経費の内訳 [傘下銀行単体合算]

	前中間会計期間		当中間会計期間		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費	△1,700	54.94%	△1,663	57.34%	36	2.39%
うち人件費	△655	21.20%	△652	22.47%	3	1.27%
うち物件費	△953	30.82%	△930	32.06%	23	1.24%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	3,093	100.00%	2,901	100.00%	△192	—

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(3) 株式等関係損益

- ・株式等関係損益は、保有株式の減損等により前中間連結会計期間比179億円減少し、176億円の損失となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高（取得原価ベース）は、前連結会計年度末比223億円減少し3,202億円となりました。また、対Tier 1比では前連結会計年度末比3.17ポイント減少し17.88%となりました。

株式等関係損益の内訳 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式等関係損益	2	△176	△179
株式等売却益	28	34	5
株式等売却損	△6	△33	△26
株式等償却	△18	△177	△158
投資損失引当金繰入	△0	0	0

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3,425	3,202	△223
時価ベース	4,639	4,127	△512
Tier 1	16,270	17,905	1,634
取得原価/Tier 1	21.05%	17.88%	△3.17%

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、不良債権新規発生額が低水準で推移したこと、お取引先の経営改善支援への取組み等により債務者区分が改善されたこと等により、前中間連結会計期間比121億円改善し、53億円の戻入益となりました。
- ・また、傘下銀行3行合算の当中間会計期間末における不良債権残高は6,208億円、不良債権比率は2.30%と引き続き低水準で推移しました。

不良債権処理の状況 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
与信費用総額	△67	53	121
信託勘定不良債権処理額	0	0	△0
一般貸倒引当金純繰入額	246	224	△22
貸出金償却	△201	△160	41
個別貸倒引当金純繰入額	△336	△66	269
特定海外債権引当勘定純繰入額	0	0	△0
その他不良債権処理額	△9	△12	△3
償却債権取立益	232	68	△164

金融再生法基準開示債権 [3行合算、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

	前事業年度 (億円)	当中間会計期間 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	743	686	△57
危険債権	4,125	4,020	△105
要管理債権	1,349	1,501	151
小計 A	6,218	6,208	△10
正常債権 B	261,792	262,964	1,171
合計 A+B	268,011	269,172	1,161
不良債権比率(注2)	2.32%	2.30%	△0.01%

(注1) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(注2) 不良債権比率 = $A / (A + B)$

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比1,307億円増加して25兆9,134億円となりました。
- ・住宅ローン残高（傘下銀行単体合算）は、ローンプラザの休日営業拡大など、お客さまへのサービス向上・接点拡充を図ったこと等により、前事業年度末比1,438億円増加して12兆3,475億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が2兆6,392億円、卸売業、小売業が2兆5,401億円、不動産業が2兆5,084億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高（末残）	257,826	259,134	1,307
うち住宅ローン残高（注）	122,036	123,475	1,438

（注）株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	7,508	7,593	84
破綻先債権	139	131	△8
延滞債権	4,578	4,454	△123
3ヵ月以上延滞債権	45	33	△11
貸出条件緩和債権	2,745	2,973	228
リスク管理債権／貸出金残高(末残)	2.91%	2.93%	0.01%

業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	257,231	258,489	1,258
うち製造業	26,717	26,392	△324
うち建設業	7,062	6,757	△305
うち卸売業,小売業	25,665	25,401	△264
うち金融業,保険業	6,427	6,620	193
うち不動産業	24,080	25,084	1,004
うち各種サービス業	15,920	15,513	△407
うち住宅ローン	122,036	123,475	1,438
海外及び特別国際金融取引勘定分	595	645	49

(2) 有価証券

- ・有価証券は、国債が減少したことなどにより、前連結会計年度末比7,933億円減少して、10兆5,425億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額（時価のあるもの）は、前連結会計年度末比196億円減少し、1,122億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
国債	90,901	82,086	△8,814
地方債	5,484	5,889	405
社債	8,856	9,543	687
株式	5,353	4,817	△536
その他の証券	2,762	3,087	325
合計	113,358	105,425	△7,933

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式	1,213	925	△288
債券	125	227	101
国債	29	98	69
地方債	53	71	18
社債	43	57	13
その他	△20	△30	△9
合計	1,319	1,122	△196

(注) 中間連結貸借対照表中の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

(3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、当中間連結会計期間において税効果会計における会社例示区分を2号に変更し、従来の将来課税所得の見積可能期間を超える部分についても繰延税金資産を計上したこと等により、前連結会計年度末比675億円増加して2,368億円となりました。
- ・なお、当社を連結親法人とした連結納税を前提に計算しております。

繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産合計	2,311	2,970	659
うち有価証券償却否認額	8,018	8,004	△13
うち貸倒引当金等(注)	2,909	2,692	△217
うち税務上の繰越欠損金	379	367	△12
うち評価性引当額	△10,306	△9,353	953
繰延税金負債合計	△619	△602	16
うちその他有価証券評価差額金	△313	△275	38
うち繰延ヘッジ利益	△153	△181	△27
うち退職給付信託設定益	△52	△50	2
繰延税金資産の純額	1,692	2,368	675
Tier 1	16,270	17,905	1,634
繰延税金資産/Tier 1	10.40%	13.22%	2.82%

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

(4) 預金

- ・預金は、個人預金は増加したものの、法人預金の減少等により、前連結会計年度末比6,475億円減少して33兆8,760億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比2,339億円増加して、1兆5,715億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
預金	345,236	338,760	△6,475
うち国内個人預金 (注)	227,168	228,579	1,411
うち国内法人預金 (注)	99,104	97,922	△1,182
譲渡性預金	13,375	15,715	2,339

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しており、特別国際金融取引勘定を除いております。

(5) 純資産の部

- ・純資産の部については、中間純利益の計上等により利益剰余金が前連結会計年度末比1,293億円増加した結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比1,057億円増加し1兆9,490億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	18,433	19,490	1,057
うち資本金	3,404	3,404	—
うち資本剰余金	2,370	2,370	—
うち利益剰余金	10,866	12,160	1,293
うちその他有価証券評価差額金	922	763	△158
うち繰延ヘッジ損益	271	321	50
うち土地再評価差額金	413	412	△0

3 連結自己資本比率 (第二基準)

- ・連結自己資本比率 (第二基準) は14.15%、Tier 1 比率は10.33%となりました。

なお、連結自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (2006年金融庁告示第20号)」に基づき算出しております。

当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

	2012年3月31日 (億円)	2012年9月30日 (億円)	増減 (億円)
基本的項目(Tier 1)	16,270	17,905	1,634
補完的項目(Tier 2)	6,804	6,681	△123
控除項目	61	54	△7
自己資本額	23,014	24,532	1,518
リスク・アセット等	174,421	173,267	△1,153
連結自己資本比率	13.19%	14.15%	0.96%
Tier 1 比率	9.32%	10.33%	1.01%

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比4,729億円支出が増加して5,690億円の支出となりました。これは主として貸出金の増加によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比6,477億円支出が減少して5,189億円の収入となりました。これは主として有価証券の取得による支出が減少したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間比234億円支出が増加して1,110億円の支出となりました。これは主として劣後特約付社債の償還による支出が増加したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、当第2四半期連結累計期間の期首残高に比べ1,600億円減少して2兆4,300億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当グループは、「真のリテールバンク」を目指すうえで、主に以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

1 基本戦略

当グループは、国内リテール分野における様々な変化を新たなビジネスチャンスと捉え、2つの基本戦略（「事業領域の選択と集中」「りそなスタイルの追求」）に継続して取り組んでまいります。

①事業領域の選択と集中

経営資源の効率的かつ効果的な配分による収益力の向上を図り、「グループ企業価値の最大化」を実現していくため、地域とお客さまの2つの軸における「事業領域の選択と集中（2つのフォーカス）」を行うことで、競争優位の確立を目指してまいります。

a. 地域軸における2大都市圏へのフォーカス

2大都市圏（大阪を中心とする「関西圏」及び東京・埼玉を中心とする「首都圏」）は、今後もさらなる成長が期待できるマーケットであり、当グループの豊富なお客さま基盤や稠密で身近な店舗ネットワーク、緊密なリレーションと高度なソリューション力を融合させることで、さらなるプレゼンス向上を目指してまいります。

b. お客さま軸におけるリテール重視

リテールのお客さまを重視した事業展開を継続し、個人のお客さまに対しては、「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまに対しては、「経営課題解決型ビジネス」を徹底してまいります。

加えて、企業オーナーや資産家等のお客さまの多様なニーズに対しては、中長期的な視点のもと、商業銀行としてのバンキング機能に信託・不動産の機能を融合させた高度なソリューション力をもってお応えしてまいります。

②りそなスタイルの追求

りそなスタイルとは、当グループが従来の銀行の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業への進化を遂げるための、変革と競争力向上を支える“礎”となるものです。今後も、りそなスタイルの確立及び進化に向け、引き続き「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.1への挑戦」に取組み、「真のリテールバンク」を目指してまいります。

2 重点施策

不透明な事業環境下における持続的な成長の実現を目指し、4つの重点施策にグループ一丸となって取り組んでまいります。

①“変化”を見据えた新たな収益機会の創出と深掘り

収益環境の不確実性が高まるなか、国内リテール分野における競争優位を確たるものとし、次なる成長を実現するために、様々な“変化”に起因する新たなビジネスチャンス積極的に切り拓くとともに、身近なリレーションと高度なソリューションを両輪として、これまで以上にきめ細やかにお客さまのニーズを深掘りすることで、拡がりとお行きのある営業を展開してまいります。

②お客さま接点の戦略的強化

地域密着型の間接金融を本業とする当グループにとって、お客さまとの接点における競争優位の確立が今後の持続的成長を支える重要な要素であると認識しております。事業環境の様々な変化に伴い、お客さまの金融行動や取引スタイルに変化が見られるなか、当グループは、今一度原点に立ち返り、お客さまとの接点を“地域”“マーケティング”“人材”“チャンネル”等あらゆる側面から見直し、戦略的な強化を図ってまいります。

こうした営業改革の取組み強化を通じ、当グループが経営資源を集中する戦略領域において4つのLeading Field（「ソリューション」「ファンドビジネス」「承継ビジネス」「CAM（Customer Asset Management）ビジネス」）を確立し、当該分野においてお客さまから最も支持される金融サービス企業を目指してまいります。

また、「地域運営」を営業組織の基本とする当グループとして、各地域がそれぞれの地域特性やお客さまのニーズ等に応じた4つのLeading Fieldの最適な組合せ（「地域特性・変化に即したリテール・ベストミックス」）を目指してまいります。

③ローコストオペレーションのさらなる加速

当グループは、これまで預金分野で蓄積してきたオペレーション改革のノウハウを新たに融資業務及び住宅ローン業務分野にも展開することで、サービス品質の向上とローコストオペレーションのさらなる加速を目指してまいります。

また、経営資源の選択と集中の観点から、金融サービス企業として、お客さまの多様かつ高度なニーズにお応えするべく、適切なアライアンス展開等を通じた総合力の強化に努めてまいります。

④持続的成長を支える強固な財務基盤の継続

当グループは、持続的な成長を遂げるためには強固な財務基盤の確立が不可欠であるとの認識のもと、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクをコントロールしたマーケット運用をベースとし、健全な資産から安定的な収益を生み出す財務基盤の維持・強化に引き続き努めてまいります。

また、今後の成長を支える財務基盤の整備と公的資金の早期返済の両立をより確かなものとするべく、今後も着実な利益計上による安定的な剰余金蓄積に努めてまいります。

3 「りそな資本再構築プラン」について

当グループは、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）を踏まえた将来的な資本の質の確保を実現するために、2010年11月に「りそな資本再構築プラン」（以下「本プラン」）を公表しました。

具体的には、2011年2月までに公募普通株式の発行により返済原資（発行価額の総額）5,477億円を確保し、2011年3月に当該調達資金及び当社剰余金を活用し、注入額ベースで8,135億円（時価総額8,819億円相当）の預金保険法優先株式の返済を完了しております。

本プランの背景及び今後の課題は以下のとおりです。

①本プラン策定の背景

当グループは、2003年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取り組み、また、「真のリテールバンク」として飛躍すべく経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の返済に尽力してまいりました。

これまで、預金保険法優先株式は、当グループの再生と成長を支えてまいりましたが、一方でその証券としての特性から、当社の普通株主価値の評価を複雑なものとしてきました。当グループは、このような複雑さを払拭し、ステークホルダーの皆様から、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクを抑えたマーケット運用、充実した店舗ネットワークとサービスなどにより、健全な資産から安定した収益を生み出す、日本で最もユニークな「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得るため、本プランを策定したものです。今後、当グループの資本政策は、「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に大きく舵を切ってまいります。

②今後の諸施策・方針

ア．中長期的な配当方針

当グループは、企業価値向上に向けた経営改革に努めるとともに、公的資金の早期返済を実現すべく、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出を抑制することを基本方針としつつ、今後も安定配当を目指してまいります。

なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

イ. 今後の公的資金の返済方針

a. 預金保険法に基づく優先株式（預金保険法優先株式）

2012年9月30日現在残存する4,500億円（注入額ベース）につきましては、今後の利益（剰余金）を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b. 預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、預金保険機構が保有する普通株式に関しては、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c. 早期健全化法に基づく優先株式（丙種及び己種優先株式）

仮に、一斉取得（一斉転換）となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として保有しており、発行済株式数の増加は生じない見込みです。

ウ. 自己資本規制強化（「バーゼルⅢ」）への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準（第二基準）の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準（第一基準）を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客様に対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第3種優先株式	225,000,000
第4種優先株式	2,520,000
第5種優先株式	4,000,000
第6種優先株式	3,000,000
第一回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第二回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第三回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第四回第7種優先株式	10,000,000 (注) 1
第一回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第二回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第三回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
第四回第8種優先株式	10,000,000 (注) 2
計	7,574,520,000

(注) 1 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

2 第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2012年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2012年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,514,957,691	同左 (注)1	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	12,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、3、4、5
己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	8,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 (注)2、6、7、8
第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等であります。)	225,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、12
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、13
第6種優先株式	3,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注)2、14
計	2,769,477,691	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2012年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,501円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

(2) 引換価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(2015年1月1日までの毎年1月1日)

(3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 引換価額の下限

1,501円

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

39,973,351株(2012年10月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.58%)

(4) 当社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
 - ① 丙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 丙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
2015年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は1,501円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、2015年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
 - (5) 取得条項
2015年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、2015年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を2015年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
 - (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (7) 議決権条項
 丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
 法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
 定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,240円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
 引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
- ② 修正の頻度
 1年に1度（2014年7月1日までの毎年7月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
 3,240円
- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 30,864,197株（2012年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の1.22%）
- (4) 当社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
 剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
 己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- ② 非累積条項
 ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
 己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 己種優先中間配当金
 中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
2014年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
引換価額は3,240円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、2014年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
2014年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、2014年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を2014年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 9 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。

- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
- ① 修正の基準
引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）
 - ② 修正の頻度
1年に1度（2011年5月1日以降毎年5月1日）
- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- ① 引換価額の下限
154円
 - ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
2,922,077,922株（2012年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数225,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の116.18%）
- (4) 当社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、2004年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、2004年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、2004年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
 - (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
 - (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間
2010年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額
引換価額は392円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が154円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
該当ありません。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 12 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.97%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2013年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

13 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675% (払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

2014年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。
- 14 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第6種優先配当金
- ① 第6種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年4.95%（払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭）とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第6種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項
2016年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。
第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項
第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年7月1日～ 2012年9月30日	—	2,769,477	—	340,472	—	340,472

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2012年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	728,262,500	26.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	110,827,000	4.00
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	77,805,400	2.80
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.13
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	40,233,600	1.45
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	39,483,700	1.42
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	31,612,229	1.14
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5. RUE PLAETIS. L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	30,065,300	1.08
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	28,779,397	1.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	28,221,500	1.01
計	—	1,174,532,526	42.40

(注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が64,188,661株(2.31%)あります。なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式8,371,400株(0.30%)が含まれておりません。

2 株式会社整理回収機構ほか1名から2011年3月11日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が2011年3月8日現在で736,039,400株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合26.57%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、2012年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

2012年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	7,282,625	27.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,108,270	4.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	778,054	2.90
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.06
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	402,336	1.50
CACEIS BANK FRANCE / CREDIT AGRICOLE SA (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	394,837	1.47
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	316,122	1.18
THE CHASE MANHATTAN BANK 380501 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	5. RUE PLAETIS. L-2338 LUXEMBOURG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	300,653	1.12
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16番13号)	287,793	1.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	282,215	1.05
計	—	11,705,324	43.76

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2012年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,188,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,449,716,300 第3種第一回優先株式 225,000,000	普通株式 24,497,163 第3種第一回優先株式 2,250,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
単元未満株式	普通株式 1,052,791	—	(注)3
発行済株式総数	2,769,477,691	—	—
総株主の議決権	—	26,747,163	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,400株(議決権64個)及び従業員持株会支援信託E S O P保有の株式8,371,400株(議決権83,714個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式61株が含まれております。

② 【自己株式等】

2012年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	東京都江東区木場 一丁目5番65号	64,188,600	—	64,188,600	2.55
計	—	64,188,600	—	64,188,600	2.55

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

3 上記のほか、従業員持株会支援信託E S O Pが保有する当社株式が8,371,400株あります。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

なお、当四半期会計期間終了後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役兼 執行役会長	指名委員会委員 報酬委員会委員	細谷英二	2012年11月4日

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
社外取締役 監査委員会委員長 指名委員会委員	社外取締役 監査委員会委員長	永井秀哉	2012年11月9日
社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員	社外取締役 指名委員会委員長	有馬利男	2012年11月9日

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2012年4月1日至2012年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2012年4月1日至2012年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 2,707,761	※8 2,561,892
コールローン及び買入手形	246,323	188,193
買入金銭債権	439,726	413,097
特定取引資産	※8 696,538	※8 790,200
金銭の信託	—	205
有価証券	※1, ※2, ※8, ※14 11,335,875	※1, ※2, ※8, ※14 10,542,561
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 25,782,695	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 25,913,494
外国為替	※7 76,340	※7 67,313
その他資産	※8 1,158,028	※8 1,206,608
有形固定資産	※10, ※11 307,088	※10, ※11 306,268
無形固定資産	51,860	46,368
繰延税金資産	169,357	237,121
支払承諾見返	608,435	572,410
貸倒引当金	△379,863	△341,524
投資損失引当金	△338	△294
資産の部合計	43,199,830	42,503,917

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
負債の部		
預金	※8 34,523,604	※8 33,876,098
譲渡性預金	1,337,560	1,571,550
コールマネー及び売渡手形	408,527	289,142
売現先勘定	※8 11,998	※8 9,996
債券貸借取引受入担保金	※8 345,063	—
特定取引負債	273,269	347,055
借入金	※8, ※12 1,512,904	※8, ※12 1,813,041
外国為替	2,051	1,449
社債	※13 797,076	※13 726,115
信託勘定借	354,818	348,064
その他負債	1,089,568	911,178
賞与引当金	13,943	8,368
退職給付引当金	12,481	13,101
その他の引当金	41,358	43,321
繰延税金負債	125	301
再評価に係る繰延税金負債	※10 23,713	※10 23,690
支払承諾	608,435	572,410
負債の部合計	41,356,500	40,554,886
純資産の部		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金	237,082	237,082
利益剰余金	1,086,691	1,216,018
自己株式	△86,849	△89,866
株主資本合計	1,577,397	1,703,707
その他有価証券評価差額金	92,243	76,391
繰延ヘッジ損益	27,124	32,125
土地再評価差額金	※10 41,303	※10 41,260
為替換算調整勘定	△4,629	△4,906
その他の包括利益累計額合計	156,042	144,870
少数株主持分	109,890	100,453
純資産の部合計	1,843,329	1,949,031
負債及び純資産の部合計	43,199,830	42,503,917

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年 4月 1日 至 2011年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年 4月 1日 至 2012年 9月 30日)
経常収益	453,238	417,509
資金運用収益	263,824	248,683
(うち貸出金利息)	223,477	211,119
(うち有価証券利息配当金)	30,696	28,707
信託報酬	12,253	10,620
役務取引等収益	86,220	85,173
特定取引収益	16,572	10,472
その他業務収益	32,170	22,260
その他経常収益	※1 42,196	※1 40,297
経常費用	296,543	282,426
資金調達費用	29,398	25,593
(うち預金利息)	16,144	12,449
役務取引等費用	24,285	23,776
特定取引費用	339	1,384
その他業務費用	19,164	8,709
営業経費	181,456	175,812
その他経常費用	※2 41,898	※2 47,150
経常利益	156,695	135,082
特別利益	208	675
固定資産処分益	208	675
特別損失	1,765	977
固定資産処分損	412	665
減損損失	1,352	311
税金等調整前中間純利益	155,138	134,780
法人税、住民税及び事業税	4,907	24,358
法人税等調整額	19,951	△66,562
法人税等合計	24,859	△42,204
少数株主損益調整前中間純利益	130,279	176,985
少数株主利益	2,044	1,296
中間純利益	128,235	175,688

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	130,279	176,985
その他の包括利益	△23,771	△16,969
その他有価証券評価差額金	△25,140	△15,841
繰延ヘッジ損益	8,463	5,000
為替換算調整勘定	△7,090	△6,121
持分法適用会社に対する持分相当額	△3	△7
中間包括利益	106,507	160,015
親会社株主に係る中間包括利益	111,800	164,560
少数株主に係る中間包括利益	△5,292	△4,544

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	340,472	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
当期首残高	237,082	237,082
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	237,082	237,082
利益剰余金		
当期首残高	879,381	1,086,691
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	128,235	175,688
土地再評価差額金の取崩	△848	42
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△0
当中間期変動額合計	80,491	129,327
当中間期末残高	959,873	1,216,018
自己株式		
当期首残高	△86,847	△86,849
当中間期変動額		
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	430
当中間期変動額合計	△0	△3,016
当中間期末残高	△86,848	△89,866
株主資本合計		
当期首残高	1,370,089	1,577,397
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	128,235	175,688
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	429
土地再評価差額金の取崩	△848	42
当中間期変動額合計	80,490	126,310
当中間期末残高	1,450,579	1,703,707

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	61,826	92,243
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△25,143	△15,852
当中間期変動額合計	△25,143	△15,852
当中間期末残高	36,683	76,391
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	16,352	27,124
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	8,463	5,000
当中間期変動額合計	8,463	5,000
当中間期末残高	24,815	32,125
土地再評価差額金		
当期首残高	38,479	41,303
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	848	△42
当中間期変動額合計	848	△42
当中間期末残高	39,327	41,260
為替換算調整勘定		
当期首残高	△4,468	△4,629
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	245	△277
当中間期変動額合計	245	△277
当中間期末残高	△4,223	△4,906
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	112,190	156,042
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△15,586	△11,171
当中間期変動額合計	△15,586	△11,171
当中間期末残高	96,604	144,870
少数株主持分		
当期首残高	110,273	109,890
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△10,347	△9,437
当中間期変動額合計	△10,347	△9,437
当中間期末残高	99,926	100,453

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	1,592,553	1,843,329
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	128,235	175,688
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	429
土地再評価差額金の取崩	△848	42
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△25,934	△20,608
当中間期変動額合計	54,556	105,701
当中間期末残高	1,647,110	1,949,031

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	155,138	134,780
減価償却費	13,549	14,064
減損損失	1,352	311
持分法による投資損益 (△は益)	△111	△172
貸倒引当金の増減 (△)	△12,103	△38,338
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△357	△43
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,089	△5,575
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	678	620
資金運用収益	△263,824	△248,683
資金調達費用	29,398	25,593
有価証券関係損益 (△)	△12,376	1,610
為替差損益 (△は益)	△58,468	60,874
固定資産処分損益 (△は益)	204	△9
特定取引資産の純増 (△) 減	△60,220	△93,661
特定取引負債の純増減 (△)	66,028	73,786
貸出金の純増 (△) 減	311,597	△130,799
預金の純増減 (△)	△630,537	△647,506
譲渡性預金の純増減 (△)	503,830	233,990
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△398,802	300,137
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△7,700	△14,209
コールローン等の純増 (△) 減	122,840	84,758
コールマネー等の純増減 (△)	△179,494	△121,386
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	—	△345,063
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	1,543	9,027
外国為替 (負債) の純増減 (△)	596	△601
普通社債発行及び償還による増減 (△)	29,156	△83
信託勘定借の純増減 (△)	△33,069	△6,753
資金運用による収入	272,982	253,884
資金調達による支出	△34,481	△31,037
その他	105,610	△77,369
小計	△81,130	△567,858
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△14,911	△1,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	△96,041	△569,010

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△18,259,842	△15,400,050
有価証券の売却による収入	16,329,654	14,181,218
有価証券の償還による収入	1,805,161	1,741,832
金銭の信託の増加による支出	—	△205
有形固定資産の取得による支出	△4,093	△3,849
有形固定資産の売却による収入	1,019	1,212
無形固定資産の取得による支出	△662	△1,002
無形固定資産の売却による収入	—	29
その他	△38	△187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△128,799	518,997
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	24,875	44,756
劣後特約付社債の償還による支出	△64,096	△105,005
配当金の支払額	△46,894	△46,404
少数株主への配当金の支払額	△455	△303
自己株式の取得による支出	△1	△3,447
自己株式の売却による収入	0	375
財務活動によるキャッシュ・フロー	△86,571	△110,028
現金及び現金同等物に係る換算差額	△54	△36
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△311,466	△160,078
現金及び現金同等物の期首残高	2,682,038	2,590,131
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,370,572	※1 2,430,053

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
(1) 連結子会社 16社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行	
(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.	
(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	
(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等 会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 12社	
(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	

4 会計処理基準に関する事項

<p>当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)</p>
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>
<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p>
<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。</p>

<p>当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)</p>																									
<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は400,145百万円（前連結会計年度末は420,113百万円）であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。</p>																									
(7)	<p>投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>																								
(8)	<p>賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>																								
(9)	<p>退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>																								
(10)	<p>その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p> <p>主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">信託取引損失引当金</td> <td style="text-align: right;">11,330百万円（前連結会計年度末 11,348百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</td> </tr> <tr> <td>預金払戻損失引当金</td> <td style="text-align: right;">16,723百万円（前連結会計年度末 15,160百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</td> </tr> <tr> <td>オフバランス取引等損失引当金</td> <td style="text-align: right;">4,552百万円（前連結会計年度末 5,362百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。</td> </tr> <tr> <td>信用保証協会負担金引当金</td> <td style="text-align: right;">5,669百万円（前連結会計年度末 5,346百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</td> </tr> <tr> <td>ポイント引当金</td> <td style="text-align: right;">3,140百万円（前連結会計年度末 2,831百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。</td> </tr> <tr> <td>利息返還損失引当金</td> <td style="text-align: right;">942百万円（前連結会計年度末 367百万円）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</td> </tr> </table>	信託取引損失引当金	11,330百万円（前連結会計年度末 11,348百万円）	一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		預金払戻損失引当金	16,723百万円（前連結会計年度末 15,160百万円）	負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。		オフバランス取引等損失引当金	4,552百万円（前連結会計年度末 5,362百万円）	オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。		信用保証協会負担金引当金	5,669百万円（前連結会計年度末 5,346百万円）	信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。		ポイント引当金	3,140百万円（前連結会計年度末 2,831百万円）	「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。		利息返還損失引当金	942百万円（前連結会計年度末 367百万円）	将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。	
信託取引損失引当金	11,330百万円（前連結会計年度末 11,348百万円）																								
一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。																									
預金払戻損失引当金	16,723百万円（前連結会計年度末 15,160百万円）																								
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。																									
オフバランス取引等損失引当金	4,552百万円（前連結会計年度末 5,362百万円）																								
オフバランス取引等について、将来偶発的に発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。																									
信用保証協会負担金引当金	5,669百万円（前連結会計年度末 5,346百万円）																								
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。																									
ポイント引当金	3,140百万円（前連結会計年度末 2,831百万円）																								
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。																									
利息返還損失引当金	942百万円（前連結会計年度末 367百万円）																								
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。																									
(11)	<p>外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>																								
(12)	<p>リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>																								

当中間連結会計期間
(自 2012年4月1日
至 2012年9月30日)

(13)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ2003年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ)連結会社間取引等

銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16)連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 2012年4月1日
至 2012年9月30日)

(税効果関係)

当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、連結繰越欠損金の解消や業績安定に伴う課税所得の発生実績、及び2012年11月公表の「経営の健全化のための計画」の策定を踏まえて、中長期的な課税所得発生が見込まれると判断したことから、従来、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)における例示区分4号但書に該当する会社であることを前提に、将来課税所得の見積可能期間をおおむね5年として計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、例示区分2号に該当する会社として、従来の将来課税所得の見積可能期間を超える部分についても計上しております。

(従業員持株会支援信託E S O P)

当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。

E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が所有する当社株式については中間連結貸借対照表において自己株式として表示し、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については中間連結財務諸表に含めて計上しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
株式	19,256百万円	19,343百万円
出資金	2,911百万円	2,379百万円

※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
破綻先債権額	13,970百万円	13,116百万円
延滞債権額	457,844百万円	445,458百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	4,555百万円	3,371百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
貸出条件緩和債権額	274,523百万円	297,390百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
合計額	750,893百万円	759,338百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
	206,969百万円	188,436百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	1,747百万円	— 百万円
特定取引資産	11,996百万円	9,987百万円
有価証券	8,335,942百万円	7,884,797百万円
貸出金	162,626百万円	181,430百万円
その他資産	3,927百万円	3,951百万円
計	8,516,241百万円	8,080,167百万円

担保資産に対応する債務

預金	98,141百万円	123,407百万円
売現先勘定	11,998百万円	9,996百万円
債券貸借取引受入担保金	345,063百万円	— 百万円
借入金	1,449,490百万円	1,747,720百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
現金預け金	80百万円	80百万円
有価証券	798,101百万円	749,942百万円
その他資産	142,427百万円	163,827百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
先物取引差入証拠金	1,426百万円	2,773百万円
敷金保証金	21,641百万円	21,225百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
融資未実行残高	8,010,389百万円	8,183,655百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	7,756,264百万円	7,937,454百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(1998年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
減価償却累計額	212,896百万円	212,050百万円

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
劣後特約付借入金	39,000百万円	39,000百万円

※13 社債には、劣後特約付社債（又は永久劣後特約付社債）が含まれております。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
劣後特約付社債 (又は永久劣後特約付社債)	734,521百万円	663,643百万円

※14 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
	284,351百万円	288,598百万円

15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
金銭信託	407,227百万円	393,400百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
貸倒引当金戻入益	— 百万円	15,786百万円
償却債権取立益	23,236百万円	6,819百万円
株式等売却益	2,869百万円	3,412百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
貸倒引当金繰入額	8,940百万円	— 百万円
貸出金償却	20,181百万円	16,018百万円
株式等売却損	696百万円	3,368百万円
株式等償却	1,871百万円	17,703百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

(注) 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2011年5月13日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2011年3月31日	2011年6月9日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回 優先株式	5,301	23.56		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50		

当中間連結会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,514,957	—	—	2,514,957	
種類株式					
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第3種第一回優先株式	225,000	—	—	225,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第6種優先株式	3,000	—	—	3,000	
合計	2,769,477	—	—	2,769,477	
自己株式					
普通株式	64,185	9,567	1,192	72,560	注
合計	64,185	9,567	1,192	72,560	

(注) 株式数の増加は、単元未満株式の買取3千株及びE S O P信託による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びE S O P信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,192千株であり、当中間連結会計期間末株式数には、E S O P信託が所有する当社株式8,371千株が含まれております。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2012年5月11日 取締役会	普通株式	29,409	12.00	2012年3月31日	2012年6月6日
	種類株式				
	丙種第一回 優先株式	816	68.00		
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00		
	第3種第一回 優先株式	4,810	21.38		
	第4種 優先株式	2,501	992.50		
	第5種 優先株式	3,675	918.75		
	第6種 優先株式	3,712	1,237.50		

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
現金預け金勘定	2,724,015百万円	2,561,892百万円
日本銀行以外への預け金	△353,443百万円	△131,838百万円
現金及び現金同等物	2,370,572百万円	2,430,053百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、電子計算機及び現金自動機であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、31百万円（前連結会計年度末は180百万円）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
重要性が乏しい為、記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
1年内	4,217	3,904
1年超	22,448	20,846
合計	26,665	24,751

(貸手側)

1 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
1年内	83	85
1年超	606	596
合計	690	681

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

前連結会計年度(2012年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,707,761	2,707,761	—
(2) コールローン及び買入手形	246,323	246,323	—
(3) 買入金銭債権(*1)	439,634	440,804	1,169
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	409,690	409,690	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,060,686	2,110,318	49,631
その他有価証券	9,182,495	9,182,495	—
(6) 貸出金	25,782,695		
貸倒引当金(*1)	△313,375		
	25,469,319	25,807,673	338,353
(7) 外国為替(*1)	76,340	76,340	—
資産計	40,592,252	40,981,407	389,154
(1) 預金	34,523,604	34,531,022	7,417
(2) 譲渡性預金	1,337,560	1,337,565	5
(3) コールマネー及び売渡手形	408,527	408,527	—
(4) 売現先勘定	11,998	11,998	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	345,063	345,063	—
(6) 借入金	1,512,904	1,514,500	1,596
(7) 外国為替	2,051	2,051	—
(8) 社債	797,076	813,385	16,308
(9) 信託勘定借	354,818	354,818	—
負債計	39,293,604	39,318,932	25,328
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	53,279	53,279	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,721)	(1,896)	△175
デリバティブ取引計	51,558	51,383	△175

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	608,435	△16,769

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	2,561,892	2,561,892	—
(2) コールローン及び買入手形	188,193	188,193	—
(3) 買入金銭債権(*1)	412,998	414,054	1,055
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	426,594	426,594	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,181,271	2,247,347	66,075
その他有価証券	8,272,806	8,272,806	—
(6) 貸出金	25,913,494		
貸倒引当金(*1)	△287,990		
	25,625,504	25,954,775	329,271
(7) 外国為替(*1)	67,313	67,313	—
資産計	39,736,575	40,132,978	396,402
(1) 預金	33,876,098	33,881,051	4,953
(2) 譲渡性預金	1,571,550	1,571,559	9
(3) コールマネー及び売渡手形	289,142	289,142	—
(4) 売現先勘定	9,996	9,996	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	—	—	—
(6) 借入金	1,813,041	1,814,561	1,519
(7) 外国為替	1,449	1,449	—
(8) 社債	726,115	751,453	25,337
(9) 信託勘定借	348,064	348,064	—
負債計	38,635,458	38,667,278	31,820
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	51,997	51,997	—
ヘッジ会計が適用されているもの	9,612	9,433	△179
デリバティブ取引計	61,610	61,431	△179

	契約額等	時価
その他		
債務保証契約(*3)	572,410	△13,947

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6)参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末（前連結会計年度末）前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
①非上場株式(*1)(*2)	71,885	69,464
②組合出資金(*2)(*3)	20,808	19,019
合計	92,693	88,483

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について174百万円、組合出資金について59百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について644百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,693,953	1,730,083	36,130
	地方債	340,494	353,978	13,483
	社債	6,318	6,423	105
	小計	2,040,766	2,090,485	49,718
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	19,102	19,030	△72
	社債	817	803	△14
	小計	19,920	19,833	△86
合計		2,060,686	2,110,318	49,631

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,794,482	1,844,204	49,722
	地方債	378,242	394,506	16,263
	社債	5,593	5,695	102
	小計	2,178,318	2,244,406	66,088
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,199	2,195	△3
	社債	753	745	△8
	小計	2,953	2,940	△12
合計		2,181,271	2,247,347	66,075

2 その他有価証券

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	350,918	203,258	147,660
	債券	4,113,181	4,096,273	16,908
	国債	3,284,836	3,278,280	6,556
	地方債	143,871	138,444	5,427
	社債	684,472	679,548	4,924
	その他	85,167	83,127	2,040
	小計	4,549,268	4,382,658	166,609
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	113,029	139,341	△26,312
	債券	4,350,394	4,354,731	△4,337
	国債	4,111,398	4,115,021	△3,623
	地方債	44,986	45,109	△122
	社債	194,009	194,600	△591
	その他	277,961	282,021	△4,059
	小計	4,741,385	4,776,094	△34,709
合計	9,290,653	9,158,753	131,900	

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額52,605百万円)及び組合出資金(同17,920百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	323,804	207,049	116,754
	債券	5,188,873	5,164,456	24,417
	国債	4,236,748	4,225,715	11,033
	地方債	183,595	176,432	7,163
	社債	768,529	762,308	6,221
	その他	206,809	205,036	1,772
	小計	5,719,487	5,576,542	142,944
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	88,927	113,176	△24,249
	債券	2,381,926	2,383,592	△1,665
	国債	2,177,462	2,178,601	△1,138
	地方債	24,959	24,994	△35
	社債	179,504	179,996	△491
	その他	178,717	183,494	△4,777
	小計	2,649,571	2,680,263	△30,691
合計	8,369,058	8,256,805	112,253	

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額50,097百万円)及び組合出資金(同16,663百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、1,230百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、17,546百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2012年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2012年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えるも の(百万円)	うち中間連結貸借 対照表計上額が取 得原価を超えない もの(百万円)
その他の 金銭の信託	205	205	—	—	—

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	123,668
その他有価証券	123,668
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	31,383
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	92,285
(△)少数株主持分相当額	45
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3
その他有価証券評価差額金	92,243

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額8,231百万円を除いております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	104,021
その他有価証券	104,021
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	27,577
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	76,443
(△)少数株主持分相当額	48
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	76,391

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額8,231百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	6,132	—	△0	△0
	買建	20,373	20,373	3	3
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	22,604,827	20,671,573	286,882	286,882
	受取変動・支払固定	21,953,792	20,237,562	△291,057	△291,057
	受取変動・支払変動	5,933,100	5,058,100	8,058	8,058
	キャップ				
	売建	116,270	105,974	△1,674	1,759
	買建	—	—	—	—
	フロアー				
	売建	9,000	9,000	310	△161
	買建	83,115	81,606	1,679	1,490
	スワップション				
売建	4,331,000	521,000	6,934	5,762	
買建	1,926,000	276,000	25,154	113	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	70,400	57,900	1,013	1,013
	合計	—	—	26,162	13,864

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	20,555	—	△0	△0
	買建	—	—	—	—
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	23,294,381	20,487,946	417,474	417,474
	受取変動・支払固定	23,588,496	20,877,124	△427,138	△427,138
	受取変動・支払変動	6,073,600	4,918,600	8,251	8,251
	キャップ				
	売建	108,500	101,300	△1,827	1,889
	買建	—	—	—	—
	フローアー				
	売建	9,000	9,000	262	△132
	買建	88,789	87,049	1,872	1,679
	スワップション				
売建	4,161,000	251,000	7,182	3,083	
買建	2,005,700	375,700	32,998	5,766	
連結会社間 取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	70,400	23,400	429	429
	合 計	—	—	28,270	11,302

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	2,247,504	1,943,061	△16,504	27,474
	売建	675,416	198,198	△1,501	△1,501
	買建	979,843	461,731	△24,974	△24,974
	通貨オプション				
	売建	1,448,106	1,044,392	71,073	26,407
	買建	1,340,386	985,762	140,985	48,305
	合 計	—————	—————	26,931	75,711

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	1,986,781	1,642,626	△16,906	26,256
	売建	566,295	166,483	16,835	16,835
	買建	838,805	383,717	△49,466	△49,466
	通貨オプション				
	売建	1,229,250	865,476	49,610	36,686
	買建	1,153,591	805,940	123,077	39,306
	合 計	—————	—————	23,929	69,619

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	101,873	—	185	185
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	185	185

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	87,080	—	△189	△189
	買建	18,739	—	5	5
	債券先物オプション				
	売建	33,145	—	29	0
	買建	14,400	—	22	△8
店頭	債券店頭オプション				
	売建	51,984	—	50	△19
	買建	67,672	—	40	△20
合 計		—	—	△202	△230

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産・負債	1,607,162	1,516,162	90,538
	受取変動・支払固定		846,147	836,147	△52,021
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	25,635	23,135	△175
合 計		———	———	———	38,341

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金等の 有利息の金融資産・負債	1,620,780	1,555,780	96,752
	受取変動・支払固定		847,708	711,932	△52,852
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	25,575	13,536	△179
合 計		———	———	———	43,720

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2012年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 預金等の金融資 産・負債	277,146	144,935	△40,238

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(2012年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、 預金等の金融資 産・負債	217,892	144,935	△34,287

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主な事業活動
個人部門	主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。
法人部門	主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。
市場部門	主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役員取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等から、償却債権取立益等の与信費用戻入額を控除した与信関連費用の合計額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「個人部門」に含まれていた一部の商品（アパートマンションローン等）について、当中間連結会計期間から、「法人部門」に含めて計上するよう変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分により表示しており、「3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報」の前中間連結会計期間に記載しております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	133,679	150,819	33,086	317,585	7,260	324,846
経費	△89,208	△78,083	△4,534	△171,825	—	△171,825
実勢業務純益	44,471	72,696	28,551	145,719	7,260	152,979
与信費用	△3,927	△983	—	△4,910	—	△4,910
与信費用控除後業務純益(計)	40,544	71,712	28,551	140,808	7,260	148,069

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額40百万円(利益)を除いております。
 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6 減価償却費は、経費に含まれております。

当中間連結会計期間(自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合 計
	個人部門	法人部門	市場部門	計		
業務粗利益	128,597	142,568	37,069	308,235	△1,691	306,543
経費	△87,713	△76,230	△4,028	△167,972	—	△167,972
実勢業務純益	40,884	66,335	33,041	140,261	△1,691	138,569
与信費用	△799	9,174	—	8,375	—	8,375
与信費用控除後業務純益(計)	40,084	75,510	33,041	148,636	△1,691	146,945

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額1百万円(利益)を除いております。
 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6 減価償却費は、経費に含まれております。

4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利 益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	140,808	148,636
「その他」の区分の損益	7,260	△1,691
与信費用以外の臨時損益	3,761	△15,151
特別損益	△1,554	△284
報告セグメント対象外の連結子会社利益等	4,861	3,271
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	155,138	134,780

- (注) 1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2 特別損益には、減損損失等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2011年4月1日 至 2011年9月30日）

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2012年4月1日 至 2012年9月30日）

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当グループでは、減損損失を事業セグメント別に配分していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2012年3月31日)	当中間連結会計期間 (2012年9月30日)
1株当たり純資産額	円	354.35	409.67
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,843,329	1,949,031
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	974,885	948,453
うち少数株主持分	百万円	109,890	100,453
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち優先配当額	百万円	16,995	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	868,444	1,000,578
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,450,772	2,442,397

(注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当中間連結会計期間8,371千株)を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	52.32	71.92
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	128,235	175,688
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	128,235	175,688
普通株式の期中平均株式数	千株	2,450,777	2,442,732
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	36.51	48.09
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,061,222	1,210,534
うち優先株式	千株	1,061,222	1,210,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当中間連結会計期間8,038千株)を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	529	363
金銭の信託	—	205
有価証券	86,000	180,000
前払費用	8	7
繰延税金資産	97	59
未収収益	12	13
未収入金	25,618	17,957
未収還付法人税等	30,430	6,275
その他	—	54
流動資産合計	142,697	204,934
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	6	5
リース資産（純額）	6	5
有形固定資産合計	※1 12	※1 11
無形固定資産		
商標権	6	1
ソフトウェア	13	10
無形固定資産合計	19	12
投資その他の資産		
関係会社株式	1,121,170	1,116,174
関係会社長期貸付金	※2 89,500	※2 79,500
その他	1	1
投資損失引当金	△3,062	△2,831
投資その他の資産合計	1,207,609	1,192,845
固定資産合計	1,207,642	1,192,868
資産合計	1,350,339	1,397,803

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	—	30,000
リース債務	1	1
未払金	25,408	451
未払費用	717	723
未払法人税等	25	13
未払消費税等	65	49
賞与引当金	327	192
その他	366	484
流動負債合計	26,911	31,916
固定負債		
社債	60,000	30,000
関係会社長期借入金	240,000	243,100
リース債務	5	4
固定負債合計	300,005	273,105
負債合計	326,916	305,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金	340,472	340,472
資本剰余金合計	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	429,326	501,702
利益剰余金合計	429,326	501,702
自己株式	△86,849	△89,866
株主資本合計	1,023,423	1,092,782
純資産合計	1,023,423	1,092,782
負債純資産合計	1,350,339	1,397,803

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	76,704	118,598
関係会社受入手数料	2,261	2,240
関係会社貸付金利息	1,103	1,097
営業収益合計	80,070	121,937
営業費用		
借入金利息	1,234	1,147
社債利息	426	351
社債発行費	114	—
販売費及び一般管理費	※1, ※2 2,132	※1, ※2 1,992
営業費用合計	3,907	3,491
営業利益	76,162	118,446
営業外収益		
有価証券利息	10	32
受取手数料	54	58
投資損失引当金戻入額	—	230
その他	5	25
営業外収益合計	70	347
営業外費用		
営業外費用合計	11	24
経常利益	76,222	118,768
特別損失		
投資損失引当金繰入額	142	—
特別損失合計	142	—
税引前中間純利益	76,079	118,768
法人税、住民税及び事業税	△171	△49
法人税等調整額	28	37
法人税等合計	△143	△12
中間純利益	76,222	118,780

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	340,472	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	340,472	340,472
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	340,472	340,472
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	340,472	340,472
その他資本剰余金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	340,472	340,472
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
利益剰余金から資本剰余金への振替	0	0
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	340,472	340,472
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	325,057	429,326
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	76,222	118,780
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△0
当中間期変動額合計	29,327	72,376
当中間期末残高	354,384	501,702
利益剰余金合計		
当期首残高	325,057	429,326
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	76,222	118,780
利益剰余金から資本剰余金への振替	△0	△0
当中間期変動額合計	29,327	72,376
当中間期末残高	354,384	501,702

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
自己株式		
当期首残高	△86,847	△86,849
当中間期変動額		
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	430
当中間期変動額合計	△0	△3,016
当中間期末残高	△86,848	△89,866
株主資本合計		
当期首残高	919,155	1,023,423
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	76,222	118,780
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	429
当中間期変動額合計	29,326	69,359
当中間期末残高	948,481	1,092,782
純資産合計		
当期首残高	919,155	1,023,423
当中間期変動額		
剰余金の配当	△46,894	△46,404
中間純利益	76,222	118,780
自己株式の取得	△1	△3,447
自己株式の処分	0	429
当中間期変動額合計	29,326	69,359
当中間期末残高	948,481	1,092,782

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 工具、器具及び備品：2年～20年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、2012年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 商標権 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
6 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
	(従業員持株会支援信託E S O P) 当社は、2012年1月31日付で「従業員持株会支援信託E S O P」（以下「E S O P信託」といいます。）の導入を決定し、同年4月19日までに当社株式の取得を完了いたしました。 E S O P信託による当社株式の取得・処分については、当社がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。したがって、E S O P信託が所有する当社株式については中間貸借対照表において自己株式として表示し、E S O P信託の資産及び負債並びに費用及び収益については中間財務諸表に含めて計上しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
減価償却累計額	44百万円	46百万円

※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
給料・手当	1,253百万円	1,234百万円
業務委託料	214百万円	183百万円
賞与引当金繰入額	238百万円	192百万円
支払手数料	149百万円	132百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
有形固定資産	2百万円	1百万円
無形固定資産	8百万円	7百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,179	3	0	64,182	注
合計	64,179	3	0	64,182	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。

当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	64,185	9,567	1,192	72,560	注
合計	64,185	9,567	1,192	72,560	

(注) 株式数の増加は、単元未満株式の買取3千株及びE S O P信託による当社株式の取得9,564千株であり、株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及びE S O P信託が所有する当社株式の持株会への譲渡1,192千株であり、当中間会計期間末株式数には、E S O P信託が所有する当社株式8,371千株が含まれております。

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア)有形固定資産

車両であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
1年内	3	3
1年超	14	12
合計	18	16

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
子会社株式	1,121,170	1,116,174
関連会社株式	—	—
合計	1,121,170	1,116,174

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (2012年3月31日)	当中間会計期間 (2012年9月30日)
1株当たり純資産額	円	64.64	100.22
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	1,023,423	1,092,782
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	864,995	848,000
うち優先株式	百万円	848,000	848,000
うち(中間)優先配当額	百万円	16,995	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	158,427	244,782
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,450,772	2,442,397

(注) 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当中間会計期間8,371千株)を控除しております。

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日)	当中間会計期間 (自 2012年4月1日 至 2012年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	31.10	48.62
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	76,222	118,780
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	76,222	118,780
普通株式の期中平均株式数	千株	2,450,777	2,442,732
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	21.70	32.51
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	1,061,222	1,210,534
うち優先株式	千株	1,061,222	1,210,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません

(注) 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する当社株式(当中間会計期間8,038千株)を控除しております。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2012年11月26日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 充 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あ や 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2012年4月1日から2013年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2012年4月1日から2012年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の2012年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2012年4月1日から2012年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2012年11月26日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 充 男	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野 あ や 子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの2012年4月1日から2013年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(2012年4月1日から2012年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの2012年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2012年4月1日から2012年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月28日
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 檜垣誠司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス大阪本社 (大阪府中央区備後町二丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第12期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。